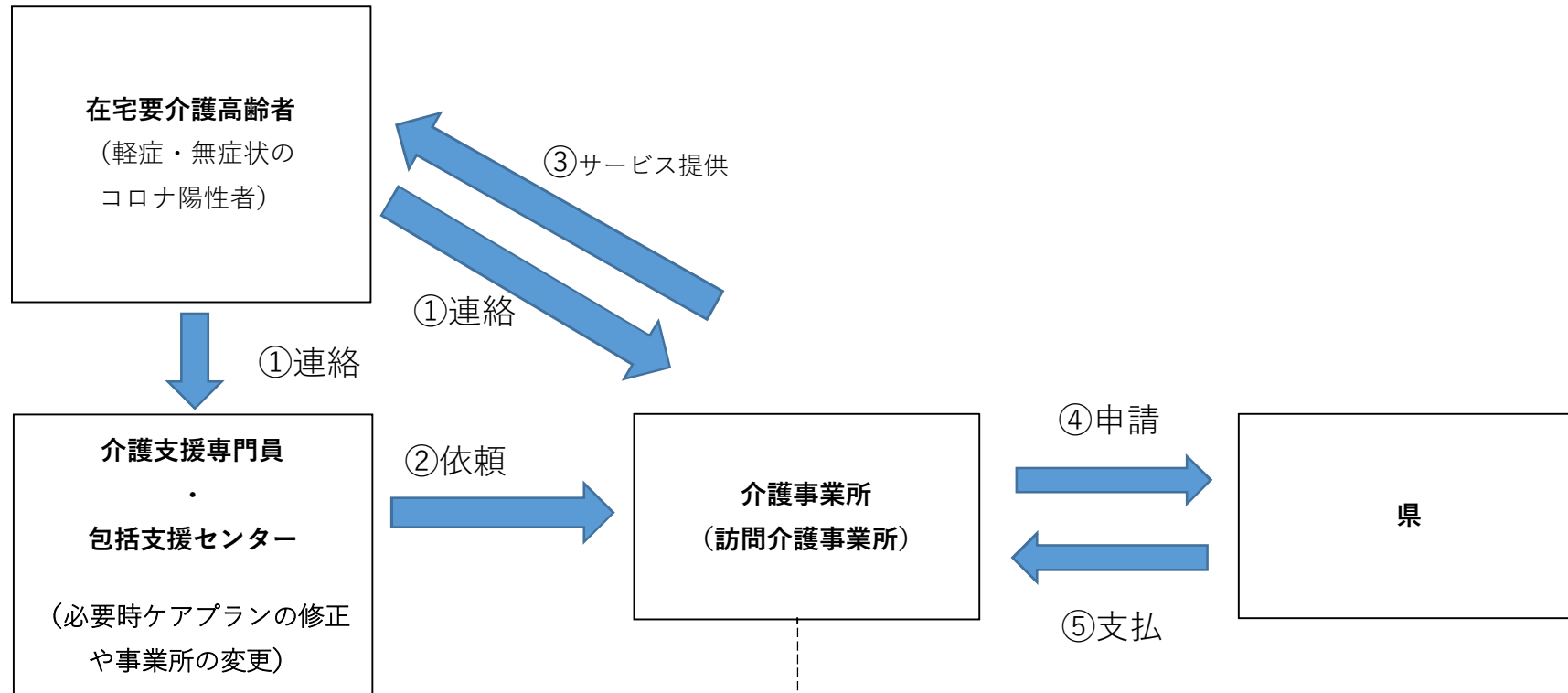


訪問介護サービス継続支援事業

1.利用者が新型コロナウイルス陽性となった場合



○本事業の対象となる介護事業所

I.既に在宅介護高齢者にサービスを提供していて、コロナ陽性になった後も継続してサービス提供した訪問介護事業所

II.既にサービス提供を受けていた在宅要介護高齢者がコロナ陽性になり、今までの事業者からサービス提供を受けられなくなった場合に、新しくサービスの提供を開始した訪問介護事業所

2.新型コロナウイルス感染症陽性患者に訪問したことで、職員が新型コロナウイルス感染症陽性患者となり訪問介護が提供できなかった場合

